

令和6年4回川西町 議会定例会会議録

令和6年12月13日 金曜日 午前10時15分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（13名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 遠藤明子君
5番 渡部秀一君	6番 寒河江司君
7番 吉村徹君	8番 鈴木幸廣君
9番 神村建二君	10番 橋本欣一君
11番 高橋輝行君	12番 伊藤進君
13番 井上晃一君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 茂木 晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 小林英喜君	総務課長 有坂強志君
安全安心課長 前山律雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 大友勝治君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴木 玄君	住民課長 中山宗隆君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て課長 近 祐子君
産業振興課長 内谷新悟君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局長 佐藤賢一君
地域整備課長 大河原孝如君	教育文化課長 安部博之君
監査委員 嶋貫榮次君	財政主幹 石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 高 橋 知 希

議 事 日 程 (第 3 号)

令和6年12月13日 金曜日 午前10時15分開議

日程第 1 議第67号 川西町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)までの付託議案の審査報告について

(総務文教常任委員会委員長)

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 議第76号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第77号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第72号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第6号)

日程第 5 議第73号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第 6 議第74号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第5号)

日程第 7 議第75号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第 8 発議第18号 閉会中の継続審査について

日程第 9 発議第19号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回川西町議会定例会第11日目の会議を開きます。

(午前10時15分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

◎議第67号 川西町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
から議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第67号 川西町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該6議案については、本定例会第1日目の12月3日本会議において、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしました。その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長渡部秀一君。

渡部秀一君。

(総務文教常任委員会委員長 渡部秀一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 5番渡部です。

それでは、私から総務文教常任委員会付託議案の審査報告をさせていただきます。

令和6年12月3日、第4回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程。
- 2、議案の説明のため当局より出席した者。
- 3、付託議案につきましては記載のとおりでございます。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第67号 川西町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

令和7年度からの組織改編に伴い、関係条例を改正する旨の説明を受けた。複数の課を横断する業務に対する総合調整を行う部署を明確にするとともに、庁内表示物の修正経費について精査するよう意見を付した。

以上、本議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上です。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第67号 川西町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長吉村 徹君。

吉村 徹君。

(予算特別委員会委員長 吉村 徹君 登壇)

○予算特別委員会委員長 7番吉村です。

川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る12月3日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第68号 指定管理者の指定について、議第69号 指定管理者の指定について、議第70号 指定管理者の指定について、議第65号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第5号)、議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)、以上5議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された5議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第65号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第5号)、議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)、以上2議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第68号 指定管理者の指定について、議第69号 指定管理者の指定について、議第70号 指定管理者の指定について、以上3議案につきましては、少数の反対がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力いただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております指定管理者の指定3議案及び令和6年

度川西町各会計補正予算2議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第68号 指定管理者の指定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第69号 指定管理者の指定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第70号 指定管理者の指定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第65号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第5号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第76号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第2、議第76号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第76号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、本町特別職の職員の諸手当について改定するため、提案するものであります。

内容については、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 それでは、私から、議第76号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、概要にて説明をさせていただきます。

まず、1、改正の趣旨であります。国家公務員の給与改定に準じて、本町特別職の職員（三役及び議員）の諸手当について改定するものであります。

2、改正の内容。

(1) 期末手当の改定。

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員に係る期末手当の支給割合を次のように改定する。

令和6年度の支給割合については、12月分について、改正前1.70を改正後1.75とし、比較0.05増とする内容でございます。

令和7年度以降につきましては、この増となった0.05を6月、12月に半分ずつ、いわゆる0.025ずつ増に振り分けるという内容でございます。

(2) 寒冷地手当の改定。

町長、副町長及び教育長に係る寒冷地手当の支給月額を次のように改定するものであります。

区分といたしまして、世帯主で扶養ありの場合ですと、改正前1万7,800円を改正後1万9,800円、2,000円の増、世帯主でその他、1万200円を1万1,400円、1,200円の増、その他、7,360円を8,200円、840円の増とするものでございます。

3、施行期日等でございますが、この条例については公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。ただし、令和7年度以降の期末手当の支給割合に係る改定は令和7年4月1日から施行する内容でございます。

説明は以上となります。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第77号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第3、議第77号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第77号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、本町職員の給与を改定するため、提案するものであります。

内容については、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 私より、議第77号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、概要にて説明をさせていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございます。

国家公務員の給与改定に準じて、本町一般職の職員及び再任用職員に係る給料月額、期末手当等各種手当について改定するものであります。

2、改正の内容。

1点目、給料表の改定でございます。こちら、令和6年度及び令和7年度該当いたします。

初任給及び若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置き、全体の給料月額を引き上げる。全体平均で3%の増となっております。

初任給については、大卒月額2万3,800円、高卒月額2万1,400円を引き上げる内容となっております。

(2) 期末手当及び勤勉手当の改定。令和6年度及び令和7年度に該当いたします。

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改定する。

①、一般職の職員。

令和6年度の支給割合でございます。12月の支給月数分として、期末0.05の増、勤勉0.05の増、合計0.10の増とするものでございます。

イ、令和7年度以降の支給割合でございますが、0.10増としたものをそれぞれ6月と12月に振り分け、0.05ずつの増とする支給割合の均等化を図るものでございます。

次に、②、再任用職員の内容でございます。

令和6年度の実績について、12月の期末勤勉について、それぞれ0.025増とし、合計0.05の増とするものでございます。

イ、令和7年度以降の支給割合については、この増となった0.05を6月と12月にそれぞれ振り分け、各0.025ずつの増とする内容となっております。

次に、(3) 寒冷地手当の改定。こちらは、令和6年度からの内容でございます。

寒冷地手当の額について改定するものであります。

世帯主で扶養あり方は1万7,800円を改正後1万9,800円とし、2,000円の増となるものでございます。世帯主その他については1万200円を1万1,400円に改定し、1,200円の増となるものでございます。その他は7,360円、改正後8,200円、840円の増となる内容でございます。

(4) 扶養手当の見直し。こちらは、令和7年度、令和8年度に影響する内容でございます。

扶養手当の支給区分の改定として、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げるものでございます。2年間で段階的に実施いたします。

扶養親族、配偶者の分でございますが、現行6,500円であるものを令和7年度は3,000円とし、比較として3,500円の減、令和8年度は廃止する内容でございます。

子に係る扶養手当については、1人当たり現行1万円のを令和7年度は1万1,500円、1,500円の増、令和8年度は1万3,000円とし、3,000円の増となる内容でございます。

次に、(5) 管理職員特別勤務手当の支給対象拡大ということで、こちらも令和7年度からの内容でございます。

課長等の深夜に係る支給対象時間帯を拡大するものでございます。

現行は午前零時から午前5時までとなっているものを、改正後は、午後10時から翌日の午前5時まで勤務した場合に支給対象とするという内容でございます。

(6) 通勤手当の引上げ、支給要件拡大。こちらも令和7年度からの内容でございます。

まず、1点目、通勤に新幹線等を利用している職員への通勤手当の支給上限額を月額15万円まで引上げ。

2点目、新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給する内容でございます。

(7) 再任用職員への手当拡大。令和7年度からでございます。

次の手当については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を支給対象とし、支給額は一般職と同額とするものであります。

対象手当については、住居手当と寒冷地手当でございます。

3、施行期日等。

こちらの条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、令和7年度以降の期末手当等の改定については令和7年4月1日から施行し、令和8年度以降の扶養手当の改定については令和8年4月1日から施行する内容でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第72号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第6号)

○議長 日程第4、議第72号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第6号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第72号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第6号)を提案申し上げます。

令和6年度川西町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳出歳入それぞれ2億2,177万2,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億4,994万円とするものであります。

以下、内容については坂野財政課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 私から、議第72号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

令和6年度川西町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、別紙の資料でご説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。

1、歳出につきましては、性質別区分の補正額と主な内容についてご説明申し上げます。

まず、ナンバー1、人件費でございます。補正額6,152万9,000円の増額でございます。主な内容といたしまして、三役給与費等につきましては、副町長の期末手当の期間率による減がございますが、一般職員、会計年度任用職員の給与改定、時間外勤務手当の増などによるものでございます。

続いて、ナンバー2、補助費等、4,000万円の増額、これは、ふるさとづくり基金管理事業の返礼品の増でございます。

ナンバー3、物件費、1,060万円の増額、ふるさとづくり基金管理事業、事務代行委託料の増でございます。

続いて、ナンバー4、積立金、1億900万円の増、ふるさとづくり基金積立金の増額でございます。

続いて、ナンバー5、繰出金、64万3,000円の増額、介護保険事業特別会計への繰出金の増でございます。

歳出合計が2億2,177万2,000円の増額でございます。

続いて、2、歳入でございます。

ナンバー1、寄附金、1億900万円の増額、ふるさとづくり寄附金の増。

続いて、ナンバー2、繰入金、1億1,277万2,000円の増額、このうち、給与改定分の財源

といたしまして、財政調整基金繰入金6,194万5,000円の増額、続いて、ふるさとづくり基金繰入金5,060万円の増額、そのほか、人材育成交流基金繰入金、これは、農業担い手育成確保事業への充当分ではありますが、22万7,000円の増額。

歳入合計2億2,177万2,000円の増額でございます。

このたびの一般会計の補正予算につきましては、先ほどの給与改定に係るもの、あと、もう一つ、いわゆるふるさと寄附、ふるさと納税に係る寄附金の増額の補正がございます。この流れを若干ご説明させていただきますと、寄附金の増として、歳入に1億900万円を増額計上しております。それを、一旦基金の積立てということで、歳出に同額、基金積立金として計上しております。また、ご寄附いただいた方に対する返礼品の歳出並びに代行会社の事務手数料、委託料の支払い、それぞれ4,000万円、1,060万円ございます。この財源として、歳入のほうから、一旦基金に積んだものから5,060万円を取り崩して、繰入れするというような流れになります。

なお、この補正後の財政調整基金残高は6億2,638万1,000円となりまして、令和6年度の標準財政規模に占める割合は9.3%となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第73号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 日程第5、議第73号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第73号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

令和6年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳出歳入それぞれ157万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億766万1,000円とするものであります。

以下、内容については梶山福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長 議第73号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

令和6年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項につきましては、町長の説明のとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、別紙資料により説明させていただきます。

議第73号資料、概要書でございます。

1、歳出、3款地域支援事業費、補正額157万8,000円の増額です。給与改定に伴う人件費の増額分でございます。

2、歳入。

歳出の事業費の変更に伴いまして、国・県等の決められた負担割合に応じてそれぞれ増額とするものでございます。

1款介護保険料、26万6,000円の増額。

3款国庫支出金、44万6,000円の増額。

4款県支出金、22万3,000円の増額。3款、4款につきましては地域支援事業交付金の内

容でございます。

7款繰入金、64万3,000円の増額。一般会計より繰入金でございます。

歳入合計しまして、157万8,000円の増額とするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第74号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第5号)

○議長 日程第6、議第74号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第5号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第74号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第5号)を提案申し上げます。

第1条、令和6年度川西町水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

以下、第2条からの内容については、大河原地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 私より、議第74号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

第2条よりご説明申し上げます。

収益的支出の補正。

第2条、令和6年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

支出。

第1款水道事業費 4億6,002万2,000円、281万円の増額、4億6,283万2,000円の計でございます。

第1項営業費用 4億3,448万3,000円、281万円の増額、4億3,729万3,000円の計でございます。

続いて、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

職員給与費3,474万3,000円、267万3,000円の増額、3,741万6,000円の計でございます。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、別紙資料により申し上げます。

議第74号資料、概要でございます。

収益的支出、1款1項2目配水及び給水費、178万8,000円の増額、給与改定に伴う人件費の増でございます。

続いて、4目総係費102万2,000円、同じく給与改定に伴う人件費の増によるものでございます。

説明については以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第75号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算(第3号)

○議長 日程第7、議第75号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第3号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第75号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

第1条、令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

以下、第2条からの内容については、大河原地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 私より、議第75号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第2条よりご説明申し上げます。

収益的支出の補正。

第2条、令和6年度川西町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

支出。

第1款下水道事業費3億5,191万円、38万5,000円の増額、3億5,229万5,000円の計でございます。

第1項営業費用3億1,877万9,000円、38万5,000円の増額、3億1,916万4,000円の計でございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものであります。

職員給与費2,317万5,000円、34万3,000円の増額、2,351万8,000円の計でございます。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、別紙資料により申し上げます。

議第75号資料、概要でございます。

収益的支出、1款1項5目総係費38万5,000円、給与改定に伴う人件費の増額によるものでございます。

説明については以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第18号 閉会中の継続審査について

○議長 日程第8、発議第18号 閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。令和6年第1回定例会において総務文教常任委員会に付託した請願第1号 川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願、本請願は審査未了のため、継続審査とされたい旨の申出がありましたので、これを許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第18号 閉会中の継続審査については許可することに決定いたしました。

◎発議第19号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第9、発議第19号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第19号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から閉会中における所管事務調査報告書が、当局より令和6年度政策提言の回答書が、川西町監査委員から定例監査の結果について及び指定管理者監査の結果についてが、お手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

◎閉会の宣告

○議長 これをもって令和6年第4回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午前11時00分)